

【53番 文】緑埜郡新町駅行在所取締り請書

(明治十一年：一八七八)

(楫取印) (岸良印)

差上申一札之事

(印)

第十五大区壱小区

緑埜郡新町駅

先般、本駅羈客所取設候処、今般

御巡幸二付、行在所被 仰付候二付、御建

増之ヶ所共、追日御沙汰御座候迄、私共二

於テ遵守仕、不取締之儀無御座候様

可仕候、依之一札差上申処、如件

右新町駅

副戸長

明治十一年九月八日 高橋 均作(印)

戸長

副戸長

松村 由作(印)

副区長

千木良雅蔵(印)

楫取群馬県令殿

【53 読み下し文】

(楫取印) (岸良印)

差し上げ申す一札の事 (印)

第十五大区壱小区

緑埜郡新町駅

先般、本駅羈客（きかく）所取り設け候処、今般
御巡幸に付、行在所（あんざいしょ）仰せ付けられ候に付、御建て
増しのヶ所とも、追日（ついじつ）御沙汰（さて）御座候迄、私共に
於いて遵守仕り、不取締りの儀、御座無く候様（よう）
仕るべく候、これに依り一札差し上げ申す処、件の如し

右新町駅

副戸長

高橋 均作(印)

戸長

松村 由作(印)

副区長

千木良雅蔵(印)

明治十一年九月八日

楫取群馬県令殿